

「困ったときは 民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

名古屋北部民商ニュース

発行：2021年6月7日(月) No.427

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

消費税インボイス制度の実施中止を求める署名を集めよう！

危険なインボイス制度やめさせよう！

5月28日(金)19時より、愛商連青年部主催「インボイス学習会」がオンラインで開催され、約40名が参加しました。北部民商からも、柳澤会長はじめ数人が参加。講師の、湖東税理士は、「オンラインでの講演は、初めての経験なので、うまくいくか心配」と話しながら「危険な消費税・インボイス制度」と題して講演をスタート。インボイス制度自体は、2023年10月から始まりますが、今年10月1日から「適格請求書発行事業者の登録申請書」の受付が始まるので、「早く届けたほうがいいのか」と思う方もいると思います。

「適格請求書」とは何か、というところから、湖東税理士は、Q&A方式で、一つずつ分かりやすく説明されました。(詳しくは、5月31日付商工新聞に詳しく解説されています)

質疑応答では、「適格請求書には、6つの項目を必ず記載しなければならないとありますが、仕事の性格上、日にちを書かない時がある。ひとつでも抜けたら認められないのか」「もし、にせの登録番号を記載したら、どういう罰則があるのか」「親会社が簡易課税ならば、インボイス発行事業者にならなくていいのか」などの



の質問が出されました。湖東税理士は、「経過措置がもうけられているが、実際には、親会社としては、インボイスのない事業者は排除していくだろう」「簡易課税制度が存続しては、インボイスの効用が台無しなので、簡易課税はなくなる方向になる」「親会社も、下請業者も生きるか死ぬかの厳しい戦いになる」と警鐘を鳴らしました。そして、「税理士会も、建築業界も反対している。ぜひ反対運動を強めて、インボイス制度をつぶしましょう」と呼びかけました。(YouTubeで湖東税理士のインボイス解説動画ダイジェストを見られます)

県「中小企業者応援金」がスタート

(受付期間・申請方法等は、これからHP上で発表)
2021年4月以降の「緊急事態措置」および「まん延防止等重点措置」による休業要請・営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響に伴い、売上が減少した中小企業者、酒類販売事業者等に対し、応援金が交付されます。

①一般枠⇒2021年4月～6月の売上の合計が、2019年または2020年の4月～6月の売上の合計と比較して、30%以上50%未満減少していること

②酒類販売業者枠⇒2021年5月の売上が、2019年または2020年5月の売上と比較して50%以上減少していること。または、2021年5月の売上が、2019年または2020年売上と比較して30%以上50%未満減少していること

* 交付額 ①法人上限40万円、個人20万円

②法人上限20万円、個人10万円

「相談してよかった」と新入会員

5月26日(水)16時から、一時支援金申請のための事前確認が行われ、4人の方が参加。

先日入会した宝石アドバイザーの女性は、「コロナのために、ほとんど仕事が無くなってしまった。高齢の母と暮らしているので、感染したらと不安があり、困っていたが、こういう相談できる場所があったよかった」と、支援金申請も終えて一安心。確認作業をしてくれた春原行政書士から「月次支援金は、スムーズにできると思うので頑張ってください」と激励。2人目の元会員の女性は、同業の息子と来所し「助かりました」と入会しました。6月中旬から始まる予定の「月次支援金」を申請する際、一時支援金で事前確認を受けた方は事前確認なしで申請することができます。

